

令和 7 年度 東京都島しょ地域縁結び 事業支援助成金募集要領

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

令和 7 年 4 月

1 事業の目的

本助成事業は、島しょ地域の町村・観光協会等・商工会等（以下「助成事業者」という。）が行う縁結びに関連する観光施設整備・イベント実施等の新たな事業に対して必要な助成金を交付することにより、島しょ地域への観光客の誘致を促進することを目的とします。

2 助成対象者

① 島しょ地域の町村

「町村」とは、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村、御蔵島村及び小笠原村の地方自治体をいう。

② 島しょ地域の観光協会等

「観光協会等」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とし、町村又は東京都との連携のもとに設立された団体をいう。

③ 島しょ地域の商工会等

「商工会等」とは、商工会法（昭和 35 年法律第 89 号）に規定する商工会及び商工会連合会並びに商工会議所法（昭和 28 年法律第 143 号）に規定する商工会議所をいう。

3 助成対象事業

縁結びに関連する事業を実施し、島しょ地域への観光客の誘客促進につながる以下の新たな事業とします。

<助成対象事業区分と内容>

区分	内容
(1) 施設等整備事業 (ハード事業)	縁結びの視点を取り入れることにより、新たな観光需要の創出に資する事業で、次のいずれかに該当するものとする。ただし、自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）に基づく自然公園地域及び海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）に基づく海岸保全区域その他の権利制限区域においては、法令に基づく許認可の得られるものでなければならない。 ア 縁結び観光を象徴するような工作物の設置（モニュメント等） イ 新たな観光施設の整備 ウ 案内板、道標、標識の設置 エ その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの
(2) 観光振興事業 (ソフト事業)	縁結びの視点から地域の魅力を発信する事業で、次のいずれかに該当するものとする。 ア 紙媒体による情報発信 イ 電子媒体等による情報発信 ウ イベント実施（オンライン開催のものを含む） エ ツアーの実施（オンライン開催のものを含む） オ その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの

<助成対象として想定される事業内容例>

(1) 施設等整備事業（ハード事業）

区分	事業内容例
縁結び観光を象徴するような工作物の設置	・ 鐘、南京錠等の設置 ・ モニュメント等の設置 ・ カメラスタンド、ベンチ等の設置
新たな観光施設の整備	・ 展望台等の設置
案内板、道標、標識の設置	上記工作物・施設等に関する案内板

(2) 観光振興事業（ソフト事業）

区分	事業内容例
紙媒体による情報発信	①パンフレット、ポスター、マップ等 ・ 制作 ・ 配布、配架等
電子媒体等による情報発信	①SNS ・ 旅行記事の作成・掲載 ・ 旅行者向けコンテンツの作成・発信 ・ LINE スタンプ等の制作・発信 ・ Instagram や X (旧 Twitter) による PR 動画等での情報発信 ②映像 ・ PR 映像の制作・発信 ③アプリケーション ・ スマートフォンやタブレット端末向けアプリケーションの制作 ④WEB サイト ・ ホームページの新設 ・ スマートフォンやタブレット端末等での閲覧に対応するための改修（例：レスポンスデザイン） ※期間を限定するようなイベントページの構築は除く ※定期的な更新作業、サーバー購入費、サーバー使用料、回線使用料等は除く ⑤VR・AR ・ VR 映像やAR 映像の制作・発信 ・ VR 映像を視聴するための機材の購入
イベント実施 (オンライン開催のものを含む)	・ 島外からの旅行者を誘客し、島内にて男女の交流機会を創出することを目的としたイベントの実施 ・ 島外から参加者を募り、島内の観光スポット等を絡めながら男女の交流機会を創出することを目的としたオンラインイベントの実施
ツアーの実施 (オンライン開催のものを含む)	島内の観光スポット等を周遊しながら、男女の交流機会を創出することを目的としたツアーの実施

◆イベントの実施に当たっては、SDGs を意識した取組を実施すること（プラスチックゴミの削減やリサイクルしやすい素材を使うなど環境へ配慮した取組など。）。

◆障がい者等誰もが楽しめるようアクセシブル・ツーリズムの取組への配慮をすること。

◆制作のみならず、原則、発信/PRを伴う事業を対象とします。

◆対象としない事業の例

- ・スタンプを制作するが、配布しない（制作のみを行う場合）
- ・昨年度に制作したPR映像を駅のデジタルサイネージで放映する（情報発信のみを行う場合）など
- ・パンフレット等を制作するが、配布及び配架しない（制作のみを行う場合）

4 助成対象とならない事業

- ・宗教的活動又は政治的活動を目的とした事業
- ・その他、公金の使用趣旨に照らして、適切でないものと公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が判断する事業
- ・他の補助金を一部財源とする事業（国庫補助金その他、本事業以外の都及び区市町村補助金や第三セクター等からの補助金を一部財源とする事業をいう。ただし、区市町村補助金のうち、団体に交付される運営費等の特定の事業への使途を指定されていない補助金は除く。）

5 助成金の額

1 助成金の額の算出方法

助成金の額は、まず、事業が採択された時点で交付の予定額（以下「交付決定額」という。）として算定されます。その後、事業が完了し、提出された実績報告書類の検査が完了する際に実際に交付する額（以下「交付確定額」という。）として再計算され、その額が確定します。この時、交付確定額は交付決定額の範囲内で算出されます。なお、それぞれの計算方法は以下のとおりです。

・交付決定額

事業に要する総費用（以下「総事業費」という。）のうち、「9 助成対象経費」に掲げる助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の合計金額に助成率を乗じた金額（その額に千円未満の端数があるときは、千円未満を切り捨てた額）又は助成限度額のどちらか低い方

・交付額確定額

総事業費のうち、助成対象経費の合計金額に助成率を乗じた金額（その額に千円未満の端数があるときは、千円未満を切り捨てた額）又は交付決定額のどちらか低い方

【計算のイメージ】	
総事業費…①	
助成対象経費…②	
交付決定額…③ (②×助成率又は助成限度額どちらか低い方)	
交付確定額=②×助成率又は③どちらか低い方	

2 事業の実施に伴う収入がある場合

事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除します（総事業費の自主財源分を超えた収入が、控除対象となります。）。

例：総事業費 990 万円、助成金の額 600 万円、収入 500 万円の場合

控除対象額：110 万円（収入 500 万円－自主財源分 390 万円（総事業費 990 万円－助成金の額 600 万円））

6 助成率

助成対象経費の 3 分の 2（千円未満の端数は切捨て）

7 助成限度額

- | | | |
|--------------------|---------|----------|
| (1) 施設等整備事業（ハード事業） | 1 団体当たり | 1,000 万円 |
| (2) 観光振興事業（ソフト事業） | 1 団体当たり | 500 万円 |

8 助成対象期間

交付決定の日から令和 8 年 2 月末日まで

（施設等整備事業（ハード事業）については、令和 8 年 1 月末日まで）

※定める期間内に事業を終了する必要があります。

9 助成対象経費

(1) 施設等整備事業（ハード事業）

区分	摘要
縁結び観光を象徴するような工作物の設置	・デザイン費 ・施工費 ・内外装工事費 ・工作物等の設置に係る費用 ・案内板等の制作設置費
新たな観光施設の整備	
案内板、道標、標識の設置	

その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの	事業実施に直接必要なものに限る
----------------------------------	-----------------

(2) 観光振興事業（ソフト事業）

区分	摘要
紙媒体による情報発信	・業務委託費 ・デザイン費、印刷製本費 ・広告掲載費
電子媒体等による情報発信	・業務委託費 ・コンテンツ等制作費 ・記事掲載費 ・広告掲載費 ・VR 機材等購入費
イベント実施 (オンライン開催のものを含む)	・業務委託費 ・会場使用料 ・広告宣伝費 ・運営費（旅費等は除く） ・【オンライン開催の場合】 VR 機材等の備品等購入費
ツアーの実施 (オンライン開催のものを含む)	・業務委託費 ・商品造成費（専門家監修等の報酬費、モニターツアー等の販売前の検証に係る費用、ガイド研修費用） ・商品販売費 ・広告宣伝費 ・運営費（旅費等は除く） ・【オンライン開催の場合】 VR 機材等の備品等購入費
その他、事業の目的に合致し、観光振興上、特に必要と認められるもの	事業実施に直接必要なものに限る

※紙媒体による情報発信に要する経費、電子媒体等による情報発信に要する経費については、情報発信するまでの経費を対象とする。

※イベント・オンラインツアーの実施について、年に複数回実施する場合は初回申請時に該当イベント等の申請を行い、複数回のイベント等実施に必要な経費を対象とする。

※本事業に係る 1 件当たり 100 万円以上（税込）の経費については、2 社以上の複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

10 助成対象外経費

(1) 「9 助成対象経費」に記載のない経費

＜助成対象外経費の例＞

区分	摘要
土地の取得、賃借、造成及び補償に係る経費	
法定耐用年数に満たない施設設備の改修等に係る経費	
消耗品の購入	事業実施に直接必要なものを除く
助成事業者の人件費及び運営に係る経費	
施設設備等の維持管理に係る経費	
単なる施設の撤去及び仮工作物の設置に要する経費	
都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく都市計画施設として定められた公園緑地及び都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）に基づく都市公園（都市公園法に基づく予定公園施設を含む。）並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく児童遊園の区域に係る施設の設置に要する経費	
旅費	
サーバー設備等の維持管理に係る経費	サーバー購入費、サーバー使用料、回線使用料等
金券等購入費	
租税公課	消費税等
その他事業に直接関係しない経費	儀礼的経費、振込手数料、使用実績のないもの等

(2) 契約、取得、実施、支払までの一連の手続きが助成対象期間内（令和 8 年 2 月 28 日まで〔施設等整備事業（ハード事業）については、令和 8 年 1 月 31 日まで〕）に行われていない経費

(3) 助成事業に関係のない設備等の購入や業務委託等の経費、申請に記載のない経費

(4) 見積書、契約書、仕様書、請求書等の帳票類に不備がある経費

(5) 通常業務・取引と混合して支払いが行われており、助成対象経費の支払いが明確に区分できない経費

(6) 他の取引と相殺して支払いが行われている経費

(7) 他社発行の手形や小切手により支払いが行われている経費（原則は振込払い。）

(8) 汎用性があり、目的外使用になり得るもの

- (9) 一般的な市場価格又は事業規模に対して著しく高額な経費
- (10) 公的資金の用途として、社会通念上不適切と認められる経費
- (11) その他対象外と認められる経費

【その他注意点】

○ポイントカードの使用について

物品の購入等にあたり、ポイントカードは原則使用しないこと。
やむを得ずポイントの付与がある場合は、当該ポイント分を実績報告時に任意様式にて報告すること。この際、原則、1ポイント1円換算として助成対象経費から除外する。
※カードを用いないWeb決済時等のポイントの付与も、同様の取扱いとする。

○契約・購入先の制限

原則、親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係のある会社、役員等（これに準ずる者を含む）又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営する会社等）との取引を制限する。一度、他の業者を介して、再委託等を受ける行為なども同様とする。

※「会社」には個人事業主、法人及び団体等を含む。

○収入の適切な管理、申告について

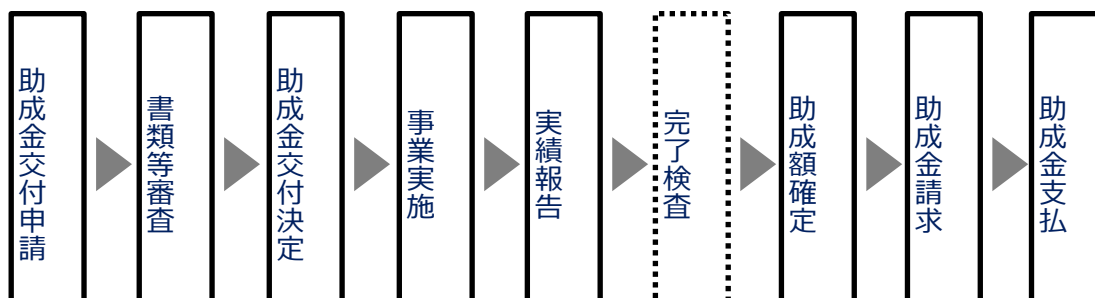
収入（入場料、協賛金、寄付金など当該事業に係る一切のもの）については、経理上の帳簿等で適切に管理し、実績報告時に提出すること。

1.1 申請要件

- (1) パンフレットやポスター等の紙媒体及びSNSや映像等のデジタル媒体の制作に当たっては、他の特許、意匠等の知的財産権を侵害するものでないこと。
- (2) 助成事業者が行う新規の取組であること。
- (3) 法律その他法令等に違反する内容を含む事業でないこと。
- (4) 事業に必要な許認可を得る見込みがあること又は得ていること（届出等も含む。）。
（例：施設利用等許可、食品取扱等）
- (5) 安全・防犯対策を行い、事故のないよう管理を十分に行うこと。

1.2 交付申請から助成金交付までの流れ

1 事務フロー



2 交付申請

(1) 申請方法 (受付期間内に必要書類を提出してください。)

[受付期間] 令和7年4月24日(木) から同年12月26日(金) 17時必着

ただし、助成金申請額が予算額に達した時点で受付を終了します。

※受付終了の場合は、財団ホームページにてお知らせいたします。

[必要書類] 申請書類「交付申請時必要書類一覧」(別紙1) のとおり

[提出方法] 「簡易書留」や「特定記録」等、配達されたことが記録として残る方法により、

次の宛先まで送付してください (持参でも可)。

併せて、メールでも電子データをご提出ください。

※メールのみでの申請は受け付けません。

(簡易書留郵送先)

〒163-0915 東京都新宿区西新宿2丁目3-1 新宿モノリス15階

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

「東京都島しょ地域縁結び事業支援助成金」担当 宛

(電子データ提出先)

【送信先アドレス】 chiiki@tcvb.or.jp

【電子データ提出時の注意点】

- ・メールの件名を【縁結び助成金】とし、後ろに「団体名」を付してください。
件名例：【縁結び助成金】(〇〇観光協会)
- ・編集可能なファイル形式 (Excel、Word 形式) で送付ください。
PDF 形式では、送付しないようにしてください。
- ・実行形式ファイル (「.exe」等) は、財団のセキュリティ対策によりメールから自動的に削除される可能性がありますのでご注意ください。
また、1つのメールに添付する資料の容量は3MB以下としてください。それ以上のサイズの場合は、ファイル転送サービス等にてご提出ください。

[留 意 点] 事業実施に当たり、行政機関等の許可等が必要な場合は、申請前に実施内容等について当該行政機関等と十分に調整を行ってください。

(2) 申請に係る書類は、財団ホームページからダウンロードできます。

(令和7年4月24日(木) 14:00以降)

URL : https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2025/0424_6717/

3 助成対象の選定

(1) 審査方法

申請書類に基づき書類審査を行い、助成対象者を決定します。

(2) 審査の視点

ア 資格審査（申請要件等）

イ 内容審査（申請内容等）

(3) 内容審査における考え方

審査は、以下の視点を重視します。

助成対象事業	審査基準
【共通】 施設等整備事業 及び 観光振興事業	(1) 事業内容 ・縁結びの視点を取り入れているか (2) 実現性 ・効果的な旅行者誘致につながるか ・事前に施設の許可を得る等、事業実施上のリスクに対応できているか (3) 継続性 ・事業終了後も自主的に継続される予定の事業か (4) 申請内容 ・新規性があるか ・助成対象事業の内容に合致しているか (5) 経費の妥当性 ・経費内訳等の内容が適切か（過剰な積算がないか） (6) 実施スケジュール ・適切なスケジュール設定、及び助成対象期間内に確実に完了できる内容となっているか

4 審査結果及び交付決定

(1) 申請内容を審査し、適当と認めるときは交付決定を行い、交付決定通知書により通知します。なお、交付申請額と交付決定額は異なる場合があります。

(2) 審査内容について公表はしません。なお、異議の申し立ては認めません。

(3) 交付決定額は助成金の上限を示すものであり、事業完了後に実績報告の提出を受け、助成金の額を確定します。

(4) 助成金交付決定に当たって、必要に応じて条件を付す場合があります。

5 事業実施

事業の開始は、交付決定日以降となります。助成事業に係る委託業務等の契約締結や備品の購入等は、必ず交付決定日以降に行ってください。また、事業に要する経費の支払いは、助成事業完了後30日を経過した日又は令和8年2月28日（施設等整備事業については1月31日）のいずれか早い日までに必ず完了してください（交付決定前に支出した経費及び上記期限までに支払いが完了していない場合は、助成対象となりません。）。

※以下、「町村」と「観光協会等・商工会等」で内容が異なります。

5-1 町村の場合

(1) 支払いの確認について

実績報告において、見積書、契約書又は請書等、仕様書、完了届又は納品書、請求書、

振込受付控え（振込先が明記された金融機関発行のもの）、収入実績がわかる帳簿、写真（事業の成果がわかるもの）等を確認します。関係書類を整理、保管してください。

（２）計画変更等について

①助成事業の内容、実施期間（※）、又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第３号様式）を提出し、財団理事長の承認を受けてください。

※ただし、募集要領に定められた助成対象期間内の変更に限る。

②助成事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、財団理事長に届け出てください。

（３）助成事業遅延等の報告について

助成事業が申請書に記載された事業実施期間内に完了できないと見込まれるとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第５号様式）を提出し、財団理事長の指示を受けてください。

（４）助成事業の中止又は廃止

助成事業の中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（第３号様式）を提出し、財団理事長の承認を受けてください。

※「助成事業の中止」とは、助成事業実施の一時的な中断を行うものの、助成対象期間内に助成事業を再開し、かつ、助成対象期間内に助成事業を完了することをいいます。

「助成事業の廃止」とは、助成事業の実施を完全に取り止め、再開しないことをいいます。

５－２ 観光協会等、商工会等の場合

（１）契約について

ア １件当たり １００万円以上（税込）の発注をする場合には、原則２社以上の複数業者から競争により業者を選定してください。この過程において、価格競争を行うという趣旨に沿って、必ず中立な立場から、申請者自らが、２社以上の見積を取得してください。

イ 原則として競争入札又は見積合わせ方式によることとし、最も低い価格を提示した業者を選定してください。

競争価格の趣旨は、助成金が納税者の重要な税金を原資としている事業であることから、適切な価格での経費の支出、真に必要なもののみの購入など、適正な事業の実施を求めるものとなります。この点を留意の上で申請、事業実施を行ってください。

ウ 以下【不正となる行為】（例）及びそれ以外でも、競争入札の趣旨に反した不適切な行為が判明した場合、助成金を交付できない（交付済みの場合は返還を求める）場合があります。

【不正となる行為】（例）

- ・受託予定の業者が決まっており、その業者が他社から見積りを取得するなどし、見積書の数字を意図的に高額にするなど、価格競争が実質的に作用しない行為。
- ・価格競争を逃れるために、同一業者との契約で、恣意的に１００万円未満の契約を複数する、契約の小分け行為など。

エ 選定した業者との契約は、交付決定後締結してください。交付決定前に締結した場合、助成金の支払いが出来ません。

(2) 経理について

ア 事業に要する経費については、「交付決定を受けた団体の名称及び代表者」を口座名義人とする預金口座にて管理し、帳簿、預金計算書、融資計算書等により出所を明確にしてください。

イ 支払方法は、金融機関、郵便局による振込払いを原則とします。契約業者への支払いは、「交付決定を受けた団体の名称及び代表者」を口座名義人とする預金口座から、口座振込により行ってください。

ウ クレジットカードによる支払いは、次の条件をすべて満たしている場合のみ助成対象となります。

- ・利用日および口座からの代金引き落とし日が、助成対象期間内であることが確認できること
- ・支払方法がリボ払い、分割払いでの決済でないこと
- ・助成事業者を構成する団体本人のカード（法人の場合は法人カード）を使用した支払いであること
- ・助成事業者を構成する団体名義の口座からの引き落としが確認できること
- ・利用月の支払明細書、預金通帳の写し又は当座勘定照合表の写し、付与されたポイントもしくは還元率が分かる資料を提出することにより決済の確認ができること

エ 現金による支払いは、次の条件をすべて満たしている場合のみ助成対象となります。

- ・総額 10 万円未満（税込）の支払いで、振込が困難な場合
- ・該当経費が明確に区分できる支払先発行の領収書・明細書を提出することにより、決済の確認ができること

(3) 支払い及び収入の確認について

実績報告において、見積書、契約書又は請書等、仕様書、完了届又は納品書、請求書、振込受付控え（振込先が明記された金融機関発行のもの）、預金通帳、元帳、収入実績がわかる帳簿、写真（事業の成果がわかるもの）等を確認します。関係書類を整理、保管してください。

(4) 計画変更等について

ア 助成事業の内容、実施期間（※）、又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（第 3 号様式）を提出し、財団理事長の承認を受けてください。

※ただし、募集要領に定められた助成対象期間内の変更に限る。

（ア） 助成事業の内容、実施期間の変更をしようとするとき。

※実施期間の変更は、助成対象期間の範囲内での変更に限ります。

（イ） 助成対象経費について、1 区分につき 20%以上の額の変更をしようとするとき。

※助成対象経費の区分については、「9 助成対象経費」のとおりです。

※助成対象経費の総額が増額する場合であっても、交付決定額の増額は認められません。

イ 助成事業者の名称、所在地、代表者を変更する場合は、財団理事長に届け出てください。

(5) 助成事業遅延等の報告について

助成事業が請書に記載された事業実施期間内に完了できないと見込まれるとき又はその遂行が困難になったときは、速やかに助成事業遅延等報告書（第 5 号様式）を提出し、理事長の指示を受けてください。

(6) 助成事業の中止又は廃止

助成事業中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ中止（廃止）申請書（第 3 号様式）を提出し、財団理事長の承認を受けてください。

※「助成事業の中止」とは、助成事業実施の一時的な中断を行うものの、助成対象期間内に

助成事業を再開し、かつ、助成対象期間内に助成事業を完了することをいいます。

「助成事業の廃止」とは、助成事業の実施を完全に取り止め、再開しないことをいいます。

6 実績報告書の提出

(1) 事業が完了したときは、速やかに実績報告時必要書類一覧（別紙2）に記載する書類を事業が完了した日から30日を経過した日又は令和8年2月28日（施設等整備事業（ハード事業）については令和8年1月31日）のいずれか早い日までに財団へ提出してください。

(2) 実績報告に係る書類は、財団のホームページからダウンロードできます。

URL：https://www.tcvb.or.jp/jp/news/2025/0424_6717/

7 完了検査

提出された実績報告書に基づき、必要に応じて、財団職員が申請書記載の住所又は財団で指定の場所で実施します（現場確認、証拠書類の原本照合等）。訪問日は財団職員から別途連絡いたします。

8 助成額の確定

(1) 実績報告書の審査及び完了検査の結果、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認めたときに助成金の交付額を確定し、確定通知書（第7号様式）により通知します。

(2) 助成金の確定額は、事業に実際に要した経費のうち助成対象となる経費に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数は切捨て）と交付決定額を比べ低い方の額となります。

9 助成金の請求及び支払

助成金の確定通知を受けた後、**請求書（第8号様式）**を提出してください。助成金は、請求書提出後に助成事業者が指定する金融機関に振り込まれます。

13 その他留意事項

1 取得財産の管理

(1) 助成事業で取得した財産については、事業完了後においても、善良な管理者としての注意義務及び効果的な運用が義務付けられています。

(2) 施設、備品等の取扱いについては、管理規程、台帳等を作成するとともに、その管理状況を明確にしてください。

(3) 取得財産のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円（税抜）以上のものを、耐用年数以内に助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は取り壊そうとするときは、事前に取得財産等処分承認申請書（第9号様式）を提出して、理事長の承認を受ける必要があります。

(4) (3)で承認をした場合は、別途財団が定める基準により、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を返納していただく場合があります。

2 関係書類の保存及び検査

(1) 助成事業に係る関係書類及び帳簿類を整理し、助成事業が完了した日の属する会計年度

の終了後5年間保存してください。

(2) 財団が助成事業の運営及び経理等の状況について実地検査を行う場合、これに応じる必要があります。

3 事業効果の公表

助成事業の効果について事業終了後も把握のうえ公表に努めるとともに、理事長が報告を求めた場合は、これに応じる必要があります。

4 助成金の交付決定の取消し・助成金の返還

以下のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて助成金を返還していただきます。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団又は暴力団員等（東京都暴力団排除条例に規定する暴力団及び暴力団員等）に該当するに至ったとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。
- (5) 申請要件に該当しない事実が判明したとき。
- (6) その他、財団が助成事業として不適切と判断したとき。

5 申請者情報の取扱いについて

申請者の情報は、事業の事務連絡や運営管理等のために使用します。以下により行政機関へ提供する場合があります。

- (1) 目的
 - ア 行政機関への事業報告
 - イ 行政機関からの各種事業案内等
- (2) 項目
氏名、連絡先等、当該事業申請書に記載の内容
- (3) 手段
電子データ、プリントアウトした用紙

14 調査・広報等の義務

1 調査等への協力義務

- ・東京都及び財団が必要に応じて実施するアンケート調査等に協力すること。
- ・東京都及び財団が必要に応じて実施する広報・PR（例：東京観光公式サイト「GO TOKYO」でのイベント情報の発信）の掲載原稿の作成、写真の提供等に協力すること。

2 写真の提供

事業の様子がわかる高解像度写真を、原則JPG形式で、5枚以上、提出してください。

(1) 東京都及び財団の使用用途

写真は、事業の事例などとして、対外的な広報物、刊行物に掲載する際に使用する場合があります。あらかじめご了承ください。

(2) 留意点の財団への伝達

東京都及び財団が写真を掲載するに当たり、著作権上の留意点など（例：著作権を持つ映画会社の承諾が必要など）、注意点があれば併せてお伝えください。

3 助成対象事業であることの公表

パンフレット、ポスター、マップ、イベントチラシ、WEBサイト等の広報物には、広報経費が当該助成金の助成対象か対象外かに関わらず、以下の表示をすることが必要です。

当該広報物は、あらかじめ原稿を財団に提出し、承認を得たうえで、印刷・公表すること（当該手続を踏まない場合、助成金の交付決定の一部の経費につき、取り消す場合があります。）。

【掲載文言】

この事業は、「(公財) 東京観光財団 東京都島しょ地域縁結び事業支援助成金」を活用して実施しています。

※この文言は変更せず、そのまま掲載してください。

※広報物を見た際に、視認できる文字の大きさとしてください。

【文字の大きさの基準】

A4判の場合、10ポイント以上を基準とし、紙のサイズに応じて字を大きくしてください。

（例：A3判はA4判の2倍の大きさのため、字も2倍の大きさとする。）

【交付申請時必要書類一覧】

○下記項目の順番に並べて提出してください。

○本ページを印刷の上、チェックリストとして活用し、必要書類とともに提出してください。

交付申請書類（5部提出）

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
申請書に関する書類				
☐	交付申請書（第1号様式）	原本（押印済）1部、 コピー4部	○	○
☐	事業計画書（第1号様式別添1の1 または別添1の2）		○	○
☐	申請額算出内訳書（第1号様式別添2 の1または別添2の2）		○	○
☐	【別紙】事業費経費別明細（第1号様 式）		○	○
☐	誓約書（第1号様式の2）			○
申請事業に関する書類				
施設等整備事業（ハード事業）の場合				
☐	仕様書（写）	業者へ見積りを依頼したもの	○	○
☐	事業予定地の現況写真	写真の撮影位置を記入した図面 を添付	○	○
☐	現況図	ア 町村管内図に既存関連施設、 道路等を記入した位置図 イ 事業予定地の拡大図	○	○
☐	施設の案内図、配置図、平面図（各階） 及び立面図（構造図）又は完成予想図		○	○
☐	見積書（写）	・1件当たり100万円(税込)以上 の発注となる場合は2社以上 の見積書が必要。100万円未満 の場合でも少なくとも1社の 見積書が必要 ・「税抜」金額が分かるように記 載すること	○	○
☐	工事設計書	見積書の内訳書及び起工書でも 可	○	○

☐	自然公園法及び海岸法に係る許可証又は申請書の写し	必要な場合	○	○
観光振興事業（ソフト事業）の場合				
☐	仕様書（写）	業者へ見積りを依頼したもの	○	○
☐	見積書（写）	・1件当たり100万円(税込)以上の発注となる場合は2社以上の見積書が必要。100万円未満の場合でも少なくとも1社の見積書が必要 ・「税抜」金額が分かるように記載すること	○	○
☐	企画書（任意様式） ※イベント実施の場合	「イベント実施」については、SDGsを意識した取組について記載すること。	○	○

添付書類（1部提出）

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
申請団体に関する書類				
☐	定款又は会則〔規約〕（写）	最新のもの		○
☐	役員名簿（写）	最新のもの		○
☐	法人代表者印（法人実印）の印鑑証明書	発行後3ヵ月以内のもの ※観光協会である場合は不要 ※観光協会以外の法人格を持たない団体の場合は、代表者の顔写真付きの身分証明書の写し		○
☐	当該年度の事業計画書（写）	総会資料など （当該年度の総会が開催されていない場合は、前年度の総会資料でも可）		○
☐	決算関係書類（事業報告書、貸借対照表等）（写）	総会資料 （当該年度の総会が開催されていない場合は、前年度の総会資料でも可）		○
☐	納税証明書（原本）（法人事業税及び法人住民税） ※都税事務所発行の直近のもの	※収益事業を行っていない団体は、法人住民税の納税証明書を提出 ※領収書（写）による代替可		○

・交付申請書、誓約書など、押印を要する書類には、印鑑証明書の印（（印鑑証明の提出が必要ではない団体は代表者の実印））を押印してください。

【実績報告時必要書類一覧】

- 下記項目の順番に並べて提出してください。
- 完了検査時に原本との照合を行います。
- 本ページを印刷の上、チェックリストとして活用し、必要書類とともに提出してください。

実績報告書類

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
☐	実績報告書（第 6 号様式）		○	○
☐	事業報告書（第 6 号様式別添 1 の 1 または別添 1 の 2）		○	○
☐	助成金精算書（第 6 号様式別添 2）		○	○
☐	【別紙】事業費経費別明細（第 6 号様式）	事業費経費別明細には、当事業に要した全ての経費を記載すること。助成対象外の経費についても、収入総額と支出総額に基づき助成額を計算することから、支払証拠書類の提出は必要。 ※事業の実施に伴う収入があり、助成を受けることによって収益が生ずる場合は、助成金の額から収益相当額を控除することになります。	○	○

口座情報登録書類

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
☐	支払金口座情報登録依頼書		○	○

添付書類

1 契約・支出関係書類（★は施設等整備事業のみ提出が必要です。）

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
契約関係書類				
☐	契約書（写）	請書、発注書その他これに準ずる書類	○	○
☐	助成事業の成果物各種	完了届（写）、納品書（写）、成果物1部等	○	○
☐	★施設の案内図、配置図、平面図（各階）及び立面図（構造図）	交付申請時と竣工時の図面が同じ場合は、添付省略可	○	○
☐	★自然公園法及び海岸法に係る許可証（写）	交付申請時に提出した場合は、添付省略可	○	○
☐	施設の施工前、施工後の写真、イベント等の写真		○	○
支出関係書類				
☐	請求書（写）	内訳含む	○	○
☐	領収書（写）			○
☐	口座振込受付書控え（写）		○	○

2 帳簿類（★は備品を購入した場合のみ）

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
支出関係帳簿				
☐	預金通帳（写）	口座名義が確認でき、資金移動が判別できるもの ※定期預金の解約や金融機関からの借入をした場合は、預金計算書、融資計算書等の写しを含む ※役員等から借入をした場合は、借用書、役員会等議事録（借入に関するもの）、役員等の個人口座の預金通帳、口座振込受付書控え等の写しを含む		○
☐	現金出納簿（写）			○
☐	元帳（写）			○
財産関係帳簿				
☐	★備品台帳（写）	事業完了後に記帳したもの		○
☐	★固定資産台帳（写）	事業完了後に記帳したもの		○

※「支出関係帳簿」については、確実に支払等が判るように整理をしてください。

（消耗品等を現金で購入した場合などは、現金出納簿（写）又は元帳（写）及び領収書等で支出等が判るようにしてください。）

※実績報告書など押印を必要とする書類には、印鑑証明書の印を押印してください。

3 その他

区 分		留意事項等	町村	観光協会等 商工会等
☐	その他必要に応じて提出を依頼するもの		○	○

公益財団法人東京観光財団 地域振興部 事業課

電 話 (03) 5579-2682

〒163-0915 東京都新宿区西新宿2丁目3-1 新宿モノリス15階